

東京 2020 オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務委託仕様書

1 業務名称

東京 2020 オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務委託

2 業務目的

- ・ 茨城県は、東京 2020 オリンピック・サッカー競技の開催会場都市として、国内外からの観戦客等をラストマイルドレスイング、シティドレスイング（以下、「都市装飾（※）」という）の設置等により歓迎し、大会の祝祭の雰囲気盛り上げることが求められている。更に、都市装飾は、演出の仕方によって開催会場都市である茨城県の魅力や特色を国内外に広く印象付けることできる重要な要素でもある。
- ・ 本業務は、こうした背景をもとに、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という）が示すガイドライン（以下、「ガイドライン等」という）を遵守し、内容・手法等を検討した「茨城県都市装飾実施計画書」に基づき、茨城県内の都市装飾物の設置・維持管理・撤去業務を行うものである。

※都市装飾：オリンピックシンボル、大会エンブレム、マスコット、競技ピクトグラム、大会ルック等のブランドプロパティを活用し、街中を大会色に彩る装飾。

3 業務委託期間

- ・ 本業務の委託期間は、契約締結の日から 2020 年 10 月 30 日までとする。

4 業務内容

(1) 設置する装飾物について

- ・ 設置する装飾物の設置場所、種類、数量については別紙のとおり。
- ・ 装飾物の設置前に、委託者が指定する保管する場所において、装飾物の種類、数量、保管期間中に変色・脱色・変形・破損が起きていないかどうか等、保管状況を確認して委託者に報告すること。
- ・ 保管場所から設置場所への装飾物の搬出、運搬、搬入は受託者が行うこと。
- ・ 委託者が別紙以外の装飾物を追加で設置する必要があると判断した場合は、受託者は委託者の指示に基づき、装飾物の仕様、設置場所、設置方法、設置に要する期間及び概算費用等について検討し、委託者と協議すること。協議の結果、委託者の承認を受けた場合は、追加で装飾物を制作するとともに、4 (2)～(4) の設置・維持管理・撤去業務を行うこと。なお、別紙以外の装飾物に係る業務の費用については、委託者と受託者で協議の上決定する。

(2) 装飾物の設置業務

- ① 設置場所の施設管理者との調整

- ・ 装飾物の設置方法について、受託者は現地調査を行った上で、事前に委託者及び設置場所の施設管理者と協議し、落下等の危険性がない設置方法を委託者に提案すること。
- ・ なお、基本的な設置方法や設置期間の目安は、別紙のとおりとするが、上記の現地調査等を踏まえて、受託者が技術的・時間的な観点、あるいは安全性の確保の面から設置が困難と判断した場合、または、委託者が組織委員会や設置場所の施設管理者（以下「関係者」という）との協議において仕様の変更が必要と判断した場合は、委託者と受託者の協議の上で仕様の変更を行うことができる。
- ・ 委託者から設置方法の承認を受けた後、設置作業の工程、作業日数、人員配置、現場責任者の氏名及び連絡先、作業概要、搬入経路及び搬入方法等を記載した工程表を作成すること。
- ・ また、茨城県都市装飾実施計画書及びガイドライン等に基づき、設置場所ごとに、装飾物のデザインに応じた設置個数、設置順、設置箇所、設置間隔、設置イメージ等を記載した実施詳細図を作成すること。
- ・ 委託者は、工程表及び実施詳細図をもとに、関係者との協議、申請書等の提出を行う。
- ・ 受託者は委託者の求めに応じて、関係者との打合せに出席するとともに、必要となる資料の作成を行うこと。ただし、関係者以外との打合せや申請書等の提出が必要となる場合は、委託者と受託者で協議の上で対応すること。
- ・ 関係者との打合せなどを踏まえて、工程表及び実施詳細図の修正が必要となった場合は、受託者は委託者の指示に基づき、必要な修正を行うこと。

② 設置にあたっての注意事項

- ・ 作業にあたっては、工程表及び実施詳細図や委託者及び施設管理者との協議内容を遵守するとともに、施設管理者からの指示や苦情等があった場合は、真摯に対応すること。
- ・ 作業時は、周囲に十分に注意し、安全を確保すること。脚立等を使った高所での作業を行う際は、カラーコーンの設置や作業員の他に作業せず周囲を監督する者を配置し、歩行者等に危険がないよう作業に取り組むこと。
- ・ 作業においてトラブル等が発生した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- ・ 作業時は、装飾物の設置部分や周囲の設備等に損傷を与えないよう十分に注意し、原状復旧可能な設置方法をとること。受託者の責により設置部分や周囲の設備等に損害を与えた場合は、修繕を施し原状復旧させること。なお、その費用については受託者負担とすること。

③ ガイドライン等の遵守

- ・ 設置にあたっては、ガイドライン等や茨城県都市装飾実施計画書の内容を遵守すること。
- ・ なお、業務の実施にあたって、委託者から以下のデータの提供を受ける場合は、別添「東京2020オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務委託に係る秘密保持誓約書」を提出すること。

[提供可能なデータ]

- ア 大会ブランド保護基準（組織委員会がホームページで公表しているもの）
- イ 東京2020オリンピック・パラリンピックエンブレムガイドライン
- ウ 東京2020オリンピックマスコットガイドライン
- エ 東京2020オリンピックスポーツピクトグラムガイドライン

- オ 東京2020大会ルックデザインシステムガイドライン [オリンピック版]
- カ 東京2020都市装飾デザインガイドライン
- キ 都市装飾デザインガイドライン活用方法 ver2.1
- ク 茨城県都市装飾実施計画書（2020年3月9日現在）
- ケ デザインデータ

（3）装飾物の維持管理業務

① 保守点検について

- ・ 事前に実施計画書を委託者に提出し、1カ月に1回以上の頻度で現場確認を行うこと。
- ・ 現場確認にあたっては、装飾物に破損、変形、変色、脱色等の不具合（以下「不具合」という）がないか保守点検を行うこと。
- ・ また、保守点検と併せて、装飾物の周囲や背景等に、ブランド、ロゴ、商標、商品名又はその他の表示といった掲出物（以下「アンブッシュマーケティング行為」という）がないか調査（以下「アンブッシュマーケティング調査」という）すること。
- ・ 保守点検及びアンブッシュマーケティング調査の結果は、写真等を添えて委託者へ報告すること。また、不具合やアンブッシュマーケティング行為を発見した場合は、対応方法、対応に要する期間及び概算費用等について検討し、速やかに委託者と協議すること。
- ・ 上記の頻度にかかわらず、不具合等又は自然災害等の発生に伴い、委託者から緊急の現場確認を要請された場合は、随時対応すること。

② 緊急対策について

- （イ） 台風や悪天候、事故の発生が予測される場合等、委託者が装飾物の設置継続が困難であると判断した場合、また、設置場所の施設管理者からの要請等、委託者が装飾物の一時撤去が必要と判断した場合は、速やかに一時撤去を行い、委託者の指示により再度設置すること。
 - （ロ） 受託者が装飾物の設置、維持管理、撤去が困難であると判断した場合は、臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者から指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。
 - （ハ） （イ）に係る装飾物の一時撤去、再度設置にあたっては、費用について装飾物ごとの項目に分けて見積書を提出し、事前に委託者と協議すること。
- （二） （イ）（ロ）及び（ハ）に係る費用負担については、委託者と受託者で協議の上決定する。

（4）装飾物の撤去業務

- ・ 委託者が別途指定する設置期間の終了後、速やかに装飾物を撤去すること。
- ・ 撤去作業時は、周囲に十分に注意し、安全を確保すること。脚立等を使った高所での作業を行う際は、カラーコーンの設置や作業員の他に作業せず周囲を監督する者を配置し、歩行者等に危険がないよう作業に取り組むこと。
- ・ 撤去作業時は、装飾物の設置部分や周囲の設備等に損傷を与えないよう十分に注意し、装飾物の設置前の状態に原状復旧を行うこと。受託者の責により設置部分や周囲の設備等に損害を与えた場合は、修繕を施し原状復旧させること。なお、その費用については受託者負担とすること。

- ・ 撤去した装飾物については、委託者から別途指示があったものを除いて、受託者の責により廃棄すること。

(5) その他

- ・ 本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。
- ・ 資格が必要な業務は、それぞれの資格を有するものが履行すること。また、委託者が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写し等を提出すること。

5 業務委託全般に係る留意事項

(1) 組織委員会等の関与

- ・ 本業務の実施にあたり、委託者のほか、施設管理者、組織委員会、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会等から別途の指示を受ける場合がある。

(2) 打合せ等

- ・ 受託者は、契約締結後速やかに委託者と協議を行い、業務内容について十分な調整を図ること。
- ・ 本業務の実施にあたり、受託者は、委託者と必要な協議及び打合せを行い、誠実に業務を進めること。
- ・ 受託者は、打合せ等で必要となる資料をその都度作成・提出すること。

6 報告書の提出

(1) 設置作業・設置記録写真：1式

(2) 保守点検記録写真：1式

(3) 撤去作業記録写真：1式

7 その他

- ・ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・ 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として条例の適用を受けるものとする。
- ・ 本業務により作成した成果品について一切の権利は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き委託者に帰属し、無償で委託者に譲渡するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。また、本仕様書は、委託者と受託者が協議の上、必要に応じて改正することができる。